三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県東臼杵郡椎葉村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第千五百三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七百六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　秋田県
二　地域再生計画の名称　秋田県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　秋田県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の五⑦）及び遊休工場用地等に導入する産業の特例（五の五⑪）

○内閣府告示第千五百三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊那市
二　地域再生計画の名称　ソーシャルフォレストリー都市創造促進事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　伊那市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千五百三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県生駒郡斑鳩町
二　地域再生計画の名称　世界遺産「法隆寺」のある斑鳩の歴史的資源を生かした創業促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県生駒郡斑鳩町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千五百三十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百三十六号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域の名称　北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区
二　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町並びに北海道経済連合会
三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百三十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百二十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　茨城県及びつくば市並びに国立大学法人筑波大学
二　国際戦略総合特別区域の名称　つくば国際戦略総合特区
三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百四十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第千百六十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域の名称　アジアヘッドクォーター特区
二　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　東京都
三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百四十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第三百号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域の名称　京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区
二　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　神奈川県、横浜市及び川崎市
三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百四十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百六十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　長野県、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに長野県下諏訪郡下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町及び飯島町並びに下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県、浜松市及び磐田市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及